

パーク上尾団地集会室使用細則

パーク上尾団地管理組合（以下「管理組合」という）は、次のとおり集会室を管理・運営するため、パーク上尾団地集会室使用細則を定める。

（集会室の管理・運営）

第 1 条 集会室の管理・運営は、管理組合が行う。

（使用の原則）

第 2 条 管理者は、管理組合がその業務上使用する場合を除き、パーク上尾団地（以下「本団地」という）に存する集会室を次の各号に掲げる目的のため本団地居住者の使用に供するものとする。ただし、特定の政治、思想、宗教活動その他これらに類する行為、または、本団地の環境を阻害するような使用は認めないものとする。また、継続的な営利を目的とするものは認めないものとする。

- 1) パーク上尾自治会が使用する場合
- 2) 冠婚葬祭その他の行事を行うために使用する場合
- 3) 親睦を目的とした囲碁・将棋、懇談会・文化厚生を目的として行う講演、茶道、華道、洋裁、手芸等の懇談会、講習会、文化教室等に使用する場合。

（使用時間）

第 3 条 集会室の使用時間は、原則として午前 9 時から午後 8 時までとする。

ただし、管理者が必要と認めた場合は延長することができる。

（使用の申込み及び使用の許可）

第 4 条 管理者は、集会室の申込みがあった場合は、その適否を確認の上、使用を許可し、使用許可証を発行する。

2、 この場合において、同一日時に複数の申込みがあったときは、その使用目的に従って、次の順位によるものとする。

- 1) 管理組合が理事会等その業務の執行上の必要から使用する場合
- 2) 委員会等その業務の執行上の必要から使用する場合
- 3) パーク上尾自治会が使用する場合
- 4) 本団地居住者が第 2 条第 2 号、第 3 号の目的のために使用する場合

3、 前項の規定によっても順位が定まらないときは、申込みの先後とする。

ただし、葬祭に関しては、当事者間の話し合いによるものとする。

4、 管理者は使用許可証を発行した後であっても、相当な理由があるときは、使用の許可を取り消し、または停止させることができる。

（使用日程）

第 5 条 管理者は集会室の使用計画について、月毎に集会室使用日程表を作成し、

使用日時、使用目的、使用責任者等の所要事項を記載し、集会室の使用を希望する者が閲覧できるよう常時整備しておくものとする。

(使用料)

第 6 条 使用料は次のとおりとする

- 1) 1 時間 3 0 0 円とする。
- 2) 継続使用は 1 時間単位とし、それぞれ時間単位の使用料を合算する。
- 3) 予定時間の超過による追加使用料は時間単位で計算する。
- 4) 使用時間が 1 時間に満たざる場合でも、使用料の減額は行わない。
- 5) 第 4 条第 2 項第 1 号、第 2 号および第 3 号の目的による使用の場合及び理事長が承認した懇親会等は無料とする。

2、 使用料は管理費に充てる。

(管理上の注意事項)

第 7 条 管理者は集会室の利用者に対し、善良な管理者の注意義務をもって集会室を使用させるとともに、他の者に迷惑を及ぼさないように注意させ、また、使用終了後集会室の清掃を行わせるものとし、これを遵守しない利用責任者及び利用者については、集会室の使用を制限、中止させ、以後の使用を承認しないことができる。

(管理者への届出事項)

第 8 条 居住者は、防犯・火災予防に特に注意し、建物内における防災・防火装置およびその操作方法を熟知するとともに、万一、火災、盗難等が発生した場合は、直ちに管理人または所轄官署に通報すること。

(原状回復義務等)

第 9 条 管理者は、集会室の利用者が故意または過失等により集会室を損傷し、または備品等を毀損もしくは紛失したときは、利用者の負担において修復させ、または修復に要する費用を利用責任者に負担させるものとする。

(規定外事項)

第 10 条 本細則に定めのない事項については、管理者の指示に従うものとする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 本使用細則は 2 0 2 2 年 6 月 1 日から施行する。

(自治会の事務所)

第 2 条 本団地居住者が 加入するパーク上尾自治会の事務所を、集会室内に置くことができるものとする。

(改正経緯)

第 3 条 1 9 9 2 年 4 月 1 日 発効

2 0 0 6 年 5 月 2 8 日 改訂